



2025年12月5日

各位

会社名 フジテック株式会社  
代表者名 代表取締役社長 原田 政佳  
(コード番号 6406)  
問合せ先責任者 執行役員財務本部長 山元 博之  
(TEL 072-622-8151)

### 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2026年2月下旬に開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年12月23日（火曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり本基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2025年12月23日（火曜日）
- (2) 公告日 2025年12月6日（土曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.fujitec.co.jp/koukoku>

##### 2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年11月13日に公表した「Bospolder 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けの開始に関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、Bospolder 1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したにもかかわらず、本公開買付けにより当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式、株式会社ウチヤマ・インターナショナル、サント株式会社、内山雄介氏、内山邦子氏及び内山友里氏（以下「本不応募株主」といいます。）が本公開買付けに応募しない当社株式並びに当社が所有する自己株式を除きます。以下「本公開買付対象株式」といいます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定のことです。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

この度、当社は、公開買付者による上記要請に基づき本臨時株主総会を開催する場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、(i) 本公開買付けが成立しなかった場合、又は、(ii) 本公開買付けが成立した場合でも、公開買付者が本公開買付けにおいて、本公開買付対象株式の全てを取得できた場合には、当社は、本臨時株主総会の開催を行わず、本基準日についても利用しない予定です。

以上